

補助金交付基準及び検証・評価基準の見直しについて

I 趣旨

区政を取り巻く社会経済状況や区民ニーズの変化に的確に対応するとともに、限られた財源をより効果的・効率的に活用し、区民の福祉向上を図るためには、絶えず事業の検証を行い、改善を図ることが求められる。区の施策目標実現のための手段の一つである補助金についても、その必要性や効果を検証・評価し、効果的・効率的に運用していくことが欠かせない。

また、補助金の原資は、区民の税金であり、その使われ方は、区民への説明責任を果たせるものでなくてはならない。

区では上記の考えを踏まえ、平成 28 年度に補助金交付にあたって適合すべき基準を示した「補助金交付基準」を定めるとともに、検証・評価の際の基準を示した「検証・評価基準」を定め、継続的な検証・評価及び見直しを図るものとした。

その後、令和元年度に評価の仕組みの検証を行い、令和 2 年度に「杉並区補助金等交付規則」の制定を行う等、継続的な検証・評価及び見直しを図ってきたところである。

この度、この間の取組に対する学識経験者による評価を踏まえ、補助金交付基準及び検証・評価基準の見直しを行う。

II 補助金の定義

補助金の支出の根拠としては、地方自治法第 232 条の 2 で「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。

補助金とは、一般的には、特定の事業、研究等を育成、助長するために行政が公益上必要があると認めた場合に、対価なくして支出するものをいう。

補助金と負担金、委託金の違いについて、法令上で明確な定義づけはされていないが、一般的な概念を整理すると以下のとおりである。

支出科目	説明
補助金	特定の事業、研究等を育成、助長するために区が公益上必要があると認めた場合に、対価なくして支出するもの
負担金 (分担金)	特定の事業について、区が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出するもの
委託金	区の事務、事業等を他の機関又は特定の者に委託して行わせる場合に、その反対給付として支給するもの

Ⅲ 交付基準

補助金の交付にあたって適合すべき基準は以下のとおりとする。

補助金交付にあたっては、まず、当該事業に対し、区が関与する必要性があるか、関与の方法として補助金の交付が最もふさわしいものであるかという「必要性」の視点からの検討を行う。次に、補助対象経費や補助額など制度設計が適切であるかという「適格性」の視点からの検討を行う。さらに、具体的に補助金による効果が認められるかという「有効性」の視点、また補助金の使途が明確かという「透明性」の視点からの検討を行うものとする。

1 必要性

(1) 事業の目的や内容から区が関与すべきものであること

ア 対象となる事業が客観的に公益上必要と認められること。

イ 区が推進すべき事業、区の施策目標実現に寄与する事業であること。

※対象となる事業

- ・国や都の制度（政策）に基づき、実施する事業
- ・総合計画・実行計画、その他行政計画に位置付けられている事業
- ・団体等によって実施される事業・活動が、区の施策目的を達成することに貢献しているもの
- ・社会的弱者への支援など社会的公平の担保のためのもの 等

ウ 事業の目的・内容等が区民ニーズに合致していること。

(2) 補助金交付という手法が適切であること

ア 補助金という手法が効果的であること。

- ・区が直接実施するよりも、区以外の者が行う方が効果的であること。
- ・他の手法と比較して最も効果的であること。

イ 委託金、負担金ではなく補助金として支出することが適切であること。

2 制度設計の適格性

(1) 補助対象経費が明確かつ適切であること

ア 補助対象経費が要綱等で明確になっていること。

イ 補助目的に照らして、区が負担する範囲として適切であること。

- ・団体等が自らの財源で賄う範囲と区が支援すべき範囲が明確になっていること。
- ・交際費、慶弔費、親睦会費等、補助事業の実施とは直接関係のない経費、社会通念上公金で賄うことが適切でない経費が補助対象となっていないこと。

(2) 補助額が適切であること

- ア 補助額の算定根拠が明確であること。
- ・対象経費に対する補助率あるいは単価が明確になっていること。
 - ・必要経費に対し、区が負担すべき割合はどの程度かを明らかにしたうえで、補助額を算定していること。
- イ 補助目的に照らして、区の負担割合が適切であること。
- ・類似の補助金、近隣自治体の補助金と比較して補助率等が高いものについては、その理由（必要性）が示されていること。
 - ・補助を受ける者も適正な負担をすること。
- ウ 補助上限額が設定されていること。
- ・1件当たりの具体的な上限額が定められていること。
- エ 精算規定が設定されていること。
- ・運営費補助等の場合、補助交付先の決算状況(自主財源や繰越金等)を確認し、過大な補助額とならないよう精算規定が設定されていること。

(3) 対象者・受益者が適切であること

- ア 補助目的に照らして、受益者が特定の者に偏らず、交付機会の公平性や負担の公平性が確保されていること。
- ・補助の目的により、対象者が一定程度限定されることはあるが、目的に照らしたうえで、過度に特定の者に限定されていないこと。同じ要件を満たせば、交付の機会が与えられること。
 - ・対象者を特定している場合、補助金による効果が、特定の者のみの利益で終わるのではなく、目的に照らして適切な対象範囲に、直接的又は間接的に効果が及ぶこと。
 - ・個人に一律に交付する補助金のうち、主に個人の経済的負担軽減を目的とする補助金については、所得制限を設定する等、実質的公平性を考慮したものとなっていること。

(4) 補助期間（終期）が設定されていること

- ア 補助の目的や性質に応じ、適切な補助期間が設定されていること。
- ・政策奨励・誘導型補助（施策を推進するために、負担軽減等により取組を誘導するもの。施策を推進するための動機づけや奨励的、資金援助的に補助するもの。）については、終期（補助事業の実施期間）が設定されていること。ただし、更新は妨げないものとする。更新にあたっては、安易に終期の再設定を行うのではなく、改めて必要性・適格性・有効性・透明性に合致しているか精査すること。
 - ・個人の経済的負担軽減を目的とする補助金については、補助目的に基づき、負担軽減を不要とする目標（どういう状況になれば負担軽減が不要となるか）があらかじめ明確になっていること。
- ※なお、上記以外の補助金についても、補助金の目的達成時期を明らかにする意味でも、終期が設定されていることが望ましい。

3 有効性

(1) 補助金による効果が認められること（見込めること・示されていること）

ア 補助の目標が明確なこと。見込まれる効果が示されていること。

- ・「誰（何）を」「どのような状態にしたいのか」が明確になっていること。
- ・補助金によってどのような効果が見込まれるのか示されていること。
- ・効果が測定できるように具体的な目標・指標が設定されていること。

※効果を数値化することが困難な補助金については、数値化が困難な理由を説明するとともに、どのように効果を検証するのかを示すこと。

4 透明性

(1) 補助金使途の透明性が確保されること

ア 団体を対象とした補助金について、補助金の使途が明確に示せること。

- ・補助目的に沿って補助金が使途されているかが確認できるよう、団体の会計が処理されること。

IV 検証・評価基準

補助金交付後は、状況の変化に対応しているか、交付による効果が出ているか、透明性が確保されているかという視点を中心に、以下の基準に基づき、**翌年度の予算要求前に**検証・評価を行い、必要に応じた見直しを図るものとする。

なお、交付基準策定前から交付している既存の補助金については、交付基準に適合しているかの視点からも検証・評価及び見直しを行う。

1 必要性

(1) 事業の目的や内容から区が引き続き補助すべきものであるか

- ア 区が推進すべき事業、区の施策目標実現に寄与する事業に対する補助か。
- イ 社会環境・区民ニーズの変化等により必要性が薄れていないか。
- ウ 政策的位置づけの変化に対応しているか。

◇交付基準策定前の既存補助金のみ ◆全補助金 に関する事項

【検証の方向性】

◇実行計画、その他の行政計画に位置づけられていないものについては、改めて補助する必要性を検証し、継続して補助するものについては、その必要性を示す。

◆時代の移り変わりとともに、区民ニーズや必要とされる政策も変化することから、現在も補助の必要性が変わらずにあるのか等を検証する。検証の結果、社会環境・区民ニーズ等の変化により、当初の補助目的の希薄化や形骸化が認められる場合には、廃止（段階的な廃止を含む。）の方向で検討する。

（該当例）普及啓発を目的としていたが、一定程度の普及啓発が進んだ 等

◆創設当初は重点事業であったものであっても、社会環境変化の中で重要度・優先度が相対的に下がっていくことがある。財源に限られる中、政策上の重要度が相対的に低下したものについては、廃止・縮減の方向で検討する。

（該当例）実行計画事業であったが、計画事業から外れた

政策の見直しにより重点的に推進する事業が変更となった 等

(2) 補助金交付という手法が適切か

- ア より有効な方法はないか。
- イ 補助金としての支出が適切か。

【検証の方向性】

◆補助金交付以外に目的を達成するためにより効果的・効率的な手法はないか検討し、他により効果的・効率的な手法があれば、補助金交付から手法を変更する。

◇区が全額補助している事業、本来区が主体となって行うべき性質を有する事業については、補助金としての支出が適切か、委託金もしくは負担金・分担金とすべきものではないか検証する。

2 制度設計の適格性

(1) 補助対象経費が明確かつ適切か

- ア 対象事業、対象経費は明確か。
- イ 補助目的に照らして、区負担範囲として適切か。
- ウ 補助を受けるものが、自らの財源で実施すべきものではないか。

【検証の方向性】

- ◇対象事業、対象経費が明確でない場合は、要綱等を見直し、明記する。特に、疑義を生じやすい経費については、あらかじめ明示しておく。
- ◇交付を受ける受益者が自らの責任と財源において実施すべきものではないか、区が補助する必要があるのか、行政の責任において支援・奨励すべき範囲と、区民・事業者が主体的・自立的に行う範囲とを明らかにし、公益上、真に支援の必要性が認められるものについて、交付を行う。
- ◇団体への運営補助は、補助対象が曖昧になりやすく、補助効果の検証・評価が困難である。団体への運営補助については、目的・内容を精査し、運営補助を行う理由を明確にすること。なお、運営補助とする特段の理由がないものは事業補助へ転換する。
- ◆財務上、自己負担能力があり、自主的な運営が可能と認められる団体への運営補助については、原則として、補助金を廃止（段階的廃止を含む。）する方向で検討する。

(2) 補助額が適切か

- ア 補助額の算定根拠は明確か。
- イ 区負担割合は適切か。補助を受けるものも適正な負担をしているか。
- ウ 状況の変化に応じて、金額等を見直しているか。
- エ 補助上限額を設定しているか。
- オ 精算規定が設定されているか。

【検証の方向性】

- ◇補助の算定根拠が明確でない場合は、算定方法（対象経費範囲、単価・補助率等）を明確にする。
- ◆補助対象事業にどの程度の経費が必要か、それに対して区が負担すべき割合はどの程度かを明らかにしたうえで、補助額を算定する。

- ◆類似する補助金や近隣自治体の補助金と比較して、補助率等が大きく異なる（高い）場合、区政の方針として強く奨励・支援すべきものであるなどの必要性が認められなければ減額する。
 - ◆団体運営補助において、翌年度への多額の繰越額・剰余金がある（区補助額を超える等）場合、実績報告書などによる実態把握を行い、減額しても団体の財政上問題がない、事業実施に支障がないと判断する場合には、補助額を減額する。
 - ◆補助金交付の背景となっている状況（制度改正、市場価格、団体運営補助にあつては団体の自主財源確保の状況など）の変化を踏まえて補助額が適切であるかを定期的に検証し、状況の変化に対応した内容に見直す。
- ◇補助上限額を設定していないものは、合理的な理由がある場合を除き、補助上限額を設定する。
- ◆精算規定を設け、運営費補助など、補助交付先の決算状況（自主財源や繰越金等）を確認し、過大な補助となっている場合は補助額の精算を行う。
 - ◆現在、精算規定がなく今後も精算規定を設けることが困難な場合は、その理由を明確にする。

（3）対象者・受益者が適切か

- ア 補助の目的に照らして、受益者が特定の者に偏らず、交付機会の公平性や負担の公平性が確保されているか。

【検証の方向性】

- ◇補助目的に照らして、合理的な理由がなく、交付先を特定するなど受益者が特定の者に偏っている場合は、公平性の観点から、交付要件等の見直しを検討する。
- ◇個人に一律的に交付している補助金のうち、主に経済的負担軽減を目的としているものについては、合理的な範囲での所得制限等の導入を検討する。

（4）補助期間（終期）を設定しているか

- ア 補助の目的や性質に応じ、適切な補助期間が設定されているか。

【検証の方向性】

- ◇政策奨励・誘導型補助（施策を推進するために、負担軽減等により取組を誘導するもの及び施策を推進するための動機づけや奨励的、資金援助的に補助するもの）については、目標及び達成時期（いつまでに、どういう状況にするのか）を明確にし、終期（補助事業の実施期間）を定める。
- ◆終期到来時に、目標達成状況等を検証し、必要があれば継続（補助事業の実施期間を延長）する。
 - ◆国・都の補助金など特定財源のある補助金については、国・都の動向を踏まえて対応する（原

則、国・都補助金の終期に合わせて終期を設定する)。

◇個人の経済的負担軽減を目的とする補助金については、補助目的に基づき、負担軽減を不要とする目標（どういう状況になれば負担軽減が不要となるか）を明確にする。

◇その他の補助金についても、補助金の目的や性質に応じ、補助期間（終期）の設定ができないか検討する。

3 有効性

(1) 目標が明確になっているか

ア 具体的な目標が示されているか。

【検証の方向性】

◇「誰（何）を」「どのような状態にしたいのか」を明確にする。数値化できるものは、具体的な数値目標を設定する。

(2) 補助金による効果が認められるか

ア 効果の検証方法は適切か。

イ 補助金による具体的な効果が出ているか（示せるか）。

【検証の方向性】

◆補助金交付によって、どのような効果があり、どの程度成果をあげているのかを数値を用いて具体的に示す。効果を数値で示すことが難しい場合は、補助金による実績数値等、代替となる数値を示したうえで、文章で分かりやすく効果を説明する。

◆補助実績が低調（交付件数減・低執行率等）な場合や補助金による効果が認められない場合には、原因が何かを分析する。原因が周知不足等、事業運営方法に課題がある場合は、事業内容を改善し、定期的に効果を検証する。ニーズに合っていない場合や、課題解決が難しく今後の効果が見込めない場合は、廃止・縮減を含めた抜本的な見直しを行う。

◆目的を同じくする他の取組により、補助金の効果が薄れている場合には、補助金の廃止も含めて内容の見直しを検討する。

◆交付要件や対象が類似する補助金がある場合は、内容を精査し、効率化が見込めるものは、整理・統合を図る。

4 透明性

(1) 補助金使途の透明性が確保されているか

ア 補助金使途は明確か。透明性は確保されているか。

【検証の方向性】

- ◆団体を対象とした補助金について、補助事業経費とその他事業経費が区分されず、補助金の充当先が不明確である場合は、収支報告書の様式を見直す等の改善を検討する。